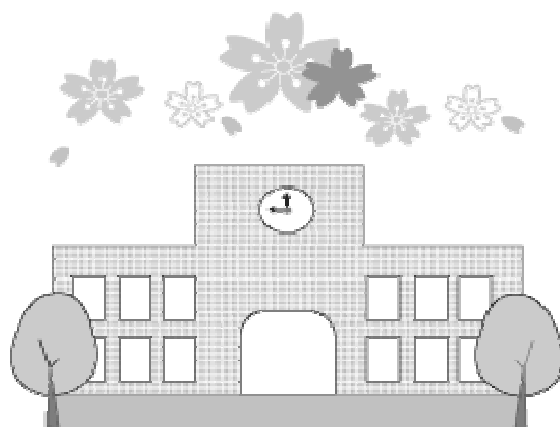


大野南中学校 P T A

規 約

(3年間保管してください)



大野南中学校PTA規約（3年間保管してください）

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、相模原市立大野南中学校PTAと称し、本部を同校内におく。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の心身の健康な発達育成をはかる。
2. 生徒のとりまく教育環境の充実改善につとめる。
3. 会員相互の研修をつみ、親和と教養を高める。
4. その他、この会の目的を達するために必要な活動を推進する。

第 3 章 方 針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. 青少年の教育ならびに福祉のために活動する団体、及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為を行わない。
3. この会、または、この会の役員、及び委員の名でいかなる選挙活動も行わない。
4. この会は、教育活動を助けるための参考資料を提供するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会は、大野南中学校に在籍する保護者及び同校に勤務する教職員の、会の趣旨に賛同の意思を持ったもので構成する。この会への入会希望者は、入会届を提出する。会員が卒業、転出などにより資格を喪失した場合、自動的に退会するものとする。また、会員は退会届を会長に提出することにより、退会できるものとする。

第 6 条 会員は、定められた会費を納めるものとする。ただし、転入の場合は月割りで納入し、退会の場合は返金しない。

第 5 章 会 計

第 7 条 この会の経費は、会費その他の収入をあてる。

1. 会費の額は、総会において定める。

第 8 条 この会の経理は、総会において決議された予算にもとづいて行われる。

第 9 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 10 条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 本 部 役 員

第 11 条 この会の役員は、次の通りである。

1. 会 長 1名
2. 副会長 3名（保護者2、教職員1）
3. 会 計 3名（保護者2、教職員1）
4. 書 記 3名（保護者2、教職員1）

ただし、教職員の会計は、書記を兼ねることができる。役員会は校長および役員で構成する。

第 12 条 役員の任務は、次のとおりである。

1. 会 長 この会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長事故のあるときは、その職務を代行する。
3. 会 計 この会の会計事務を処理し、定期総会において決算報告をする。
4. 書 記 総会及び各種会議の議事を記録し、この会の事務処理をする。

第 13 条 役員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第 7 章 会計監査委員

第 14 条 この会の経理を監査するため、3名（保護者2、教職員1）の会計監査委員をおく。

第 15 条 会計監査委員は、役員その他の委員を兼ねることはできない。

第 16 条 会計監査委員の任務は、1年とする。

第 8 章 役員・会計監査委員候補者指名委員会

第 17 条 役員及び会計監査委員は、役員・会計監査候補者指名委員会（以下指名委員会という）を構成し、それぞれの候補者を選考指名し、総会において承認、決定する。

第 18 条 指名委員は、会長が委嘱し、任期は1年とする。

第 19 条 指名委員会委員の選出については別に定める。

第 9 章 総 会

第 20 条 総会は、最高の決議機関であり、全会員をもって構成する。

第 21 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は、予算ならびに決算総会とし、会長が招集する。

2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときこれを会長が招集する。

3. 運営委員会にて総会開催が困難であると認めた場合、書面もしくはオンライン決議をもって総会の代わりとすることができる。

第 22 条 総会の定足数は、会員の3分の1（委任状を含む）以上とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 23 条 総会の招集は、開催前に会議の目的、内容、日時、場所を全会員に通知しなければならない。

第 10 章 運営委員会

第 24 条 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、本部役員、各委員会正副委員長、及び校長をもって構成し、次のことを審議・検討する。ただし、なんらかの理由で運営委員会が発足されなかった場合、その役割は役員会が負うものとする。

1. 各委員会より立案されたすべての活動計画についての事項

2. 予算及び決算に関する事項

3. 総会に提出する議案等の作成に関する事項

4. この規約以外に定められた規則以外の改廃に関する事項

5. その他、この会の運営に関する重要な事項

第 25 条 運営委員会の定足数は過半数とし、会長が必要と認めたときに開催することができる。

第 11 章 委 員 会

第 26 条 この会は、次の委員会をおく。

1. 常置委員会

(1) 学年委員会（1年、2年、3年） (2) 広報委員会

2. 特別委員会

第 27 条 委員会の任務は次のとおりである。

1. 常置委員会

(1) 学年委員会（1年、2年、3年）・・・学年に関する活動をすすめ、担任教師と連絡を密にし、教育活動に協力し、学級相互の緊密な連絡と協調をはかる。

(2) 広報委員会・・・広報発行の企画と活動を通じて、情報の伝達、意見の交換につとめる。

2. 特別委員会・・・特別な事項について必要があるとき、会長は運営委員会の議決を経て、委員を委嘱し、特別委員会を設けることができる。ただし、その任務が終了したときに解散する。

第 28 条 委員会委員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第 29 条 委員会委員の選出については、次の通りとする。

1. 常置委員会委員の選出

(1) 学年委員の候補者は、各学級ごとに各1名以上選出するものとする。また、広報委員の候補者は、全学年で10名程度選出するものとする。

(2) 各委員会は選出された委員より、正・副委員長を1名ずつ選出する。

(3) 教職員は各委員会の顧問となり、各委員会の運営を援助する。

(4) 教職員からの顧問選出は、学校長に一任する。

第 30 条 校長は、学校運営ならびに教育上、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第 1 2 章 改 正

第 31 条 規約の改正は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成により決定される。ただし、改正案の提出については、事前にその内容を全会員に通知しておかなければならない。

第 1 3 章 個人情報取り扱い

第 32 条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

附 則 この規約は、昭和51年 5月 18日 より施行する。

昭和56年 1月 31日 一部改正
平成 7年 5月 20日 一部改正
平成19年 5月 19日 一部改正
平成24年 5月 12日 一部改正
令和 2年12月 18日 一部改正
令和 3年 5月 14日 一部改正
令和 4年 5月 21日 一部改正
令和 4年12月 8日 一部改正

<細 則>

1. 指名委員の選出

- 第 1 条 指名委員の選出と構成は、次の通りとする。
指名委員は、各地区ごとに、原則として、2 学年より選出するものとし、各地区 1 名と教職員で構成する。
ただし、年度により各地区の人数が大幅に違う場合は、運営委員会にて選出人数を協議決定するものとする。
- 第 2 条 役員、及び会計監査委員候補者の指名は、その氏名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。
- 第 3 条 指名委員会は、総会前にそれぞれの候補者をあげ、全会員に知らせなければならない。

2. 慶弔ならびに災害等

- 第 4 条 本会は、大野南中学校 P T A 会員、生徒の慶弔、傷害、疾病、災害等にあたり、次に定める規定によって会の意をあらわす。
- 第 5 条 会員の結婚の場合は、祝い金 5, 0 0 0 円を贈る。
- 第 6 条 会員またはその家族に弔事のあった場合は、次の金品を贈って弔意をあらわす。
(1) 会員死亡の場合 1 0, 0 0 0 円と花環
(2) 教職員の配偶者及び一親等の死亡の場合 5, 0 0 0 円と花環
(3) 生徒死亡の場合 1 0, 0 0 0 円と花環
- 第 7 条 疾病、傷害の場合は、次に相当する見舞金を贈る。
(1) 教職員が 1 0 日以上入院、または自宅療養を行った場合は、3, 0 0 0 円を贈る。
(2) 生徒の疾病、傷害に対しては、(独)日本スポーツ振興センターの定めによるが、特別の事情がある場合は、本部会で協議し運営委員会にて承認を得て処理するものとする。
- 第 8 条 会員の住居が災害を受けた場合は、本部会で協議し運営委員会にて承認を得て処理するものとする。
- 第 9 条 その他必要があると認められた場合は、本部会で協議し運営委員会にて承認を得て処理するものとする。

3. 表彰ならびに感謝状

- 第 10 条 本会は、大野南中学校 P T A 会員、生徒、その他の表彰にあたり、次に定める規定によって会の意志をあらわす。
- 第 11 条 本会ならびに本校教育の充実発展に寄与し、その功績顕著と認められる場合は、感謝状ならびに記念品を贈って感謝の意をあらわす。なお、人選その他については、本部会にて協議、推薦し運営委員会にて承認を得て決定する。
- 第 12 条 教職員の転退職の場合は、花束を贈る。
- 第 13 条 その他必要があると認められた場合は、本部会で協議し運営委員会にて承認を得て処理するものとする。

4. 旅費支給に関する規定

- 第 14 条 会員が会務のために出張する場合は、交通費を支給する。
- 第 15 条 その他必要があると認められた場合は、本部会で協議し運営委員会にて承認を得て処理するものとする。

附 則 この細則は、昭和 5 1 年 5 月 1 8 日より施行する。

昭和 5 6 年 1 月 3 1 日 一部改正
平成 8 年 5 月 1 8 日 一部改正
平成 9 年 5 月 1 7 日 一部改正
平成 1 3 年 3 月 3 日 一部改正
平成 1 5 年 2 月 2 8 日 一部改正

平成 19年 5月 19日 一部改正
平成 23年 4月 8日 一部改正
平成 24年 4月 1日 一部改正
平成 26年12月 19日 一部改正
令和 2年 2月 21日 一部改正
令和 2年12月 18日 一部改正

相模原市立大野南中学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 相模原市立大野南中学校 P T A(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護法を遵守すると共に、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報誌、会報誌、学校ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合及び県、市、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)提供する対象者の氏名
- (3)提供する情報の項目
- (4)対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合及び県、市、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供を受ける対象者の氏名
- (4)提供を受ける情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・各委員会委員長・会員・各委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。

なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和3年5月14日より施行する。